

公共サービス改革法に基づく民間委託調査（農林水産省所管）の評価等に関する検討会開催要領

平成20年3月27日
農林水産省大臣官房統計部

1 目的

「競争入札の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づき、民間競争入札の対象とする調査について、同法に基づく民間競争入札実施要項の策定等を行うに当たり、検討委員たる外部専門家から具体的かつ専門的知見を得ることを目的とする。

2 検討事項

- (1) 「公共サービス改革法」に基づく実施要項の策定に当たって定めるべき要件等の検討
- (2) その他

3 構成

検討会は、別紙に掲げる外部専門家をもって構成する。

4 運営等

- (1) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、入札の予定価格又はこれを類推させる事項等を含む事項を検討する場合には、非公開とする。
- (4) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (5) 検討会は、統計部長が主催し、その庶務は、統計部統計企画課において行う。